**平成２２年（フ）第１５３０号**
大阪府藤井寺市道明寺１丁目21番21号
債務者　森内　路子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５６６号**
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目１番32号
債務者　井植　依子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１５７２号**
堺市堺区宿院町西３丁１番20号　レインボー宿院302号
債務者　武中　由美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１６７０号**
大阪府松原市河合１丁目13番17号
債務者　佐々木鈴永
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第３９４号**
奈良県高市郡高取町大字上土佐54番地の２、前住所千葉県市川市国分４丁目２番13号　清水コーポ201号
債務者　奥村　　功
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４００号**
奈良県北葛城郡王寺町藤井２丁目１番７―217号
債務者　次郎丸チヱ子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４２７号**
奈良県磯城郡田原本町大字千代404番地の27
債務者　斉藤　亜衣（旧姓藤盛・小田・濱﨑）
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２２年（フ）第４００号**
岡山県倉敷市茶屋町早沖1382番地
債務者　窪木　隆博
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第４０５号**
岡山県笠岡市金浦1405番地
債務者　中井　竜也
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第９２号**
福岡県三潴郡大木町大字大角1921番地３
債務者　田中　春雄
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２２年（フ）第８６号**
山形県鶴岡市道田町４番28号
債務者　上野　　敦
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第１０９号**
山形県鶴岡市上畑町９番38―１号、旧住所山形県鶴岡市城北町２番17号
債務者　長谷川　敏
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第１１０号**
山形県鶴岡市上中野目字上長堰端11番地
債務者　吉田　仁則
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第１１４号**
山形県鶴岡市美原町２番43―302号　新笠原アパート
債務者　今井登喜子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

**平成２２年（フ）第７７８号**
神奈川県平塚市大神2153―31、住民票上の住所神奈川県厚木市下荻野1394番地21
債務者　清水　早人
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第７９６号**
神奈川県南足柄市和田河原370番地　Ｋ＆Ｍハウス102
債務者　竹内　和代（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第８１４号**
神奈川県小田原市飯泉218番地
債務者　大越　　功
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第８１７号**
神奈川県小田原市蓮正寺528番地市営螢田住宅２号棟59号室
債務者　遠藤とし子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部